質　疑　応　答　書

件　名　広島市立大学施設総合管理業務

番号	仕様書頁等	質　　問	回　　答
1	入札説明書Ⅱ提案書等作成要領P.1	「入札参加者の商号等を類推できる表現を使用しないこと」とありますが、技術的提案の裏付けとなる「過去の履行実績（貴学における実績を含む）」の記載についての取り扱いを伺います。 業務の安定性や実効性を具体的に示すため、実績として「具体的な施設名（大学名等）」や「業務名称」を記載することは、商号等を類推できる表現として制限の対象となりますでしょうか。 もし制限の対象となる場合、実績の具体性（施設規模、用途、地域特性等）を維持したまま、どのような抽象化（例：「広島市内公立大学A」等）を行えば「類推できる表現」に該当しないと判断されるか、基準をご教示ください。	入札説明書Ⅱ提案書等作成要領２⑺記載のとおり、提案書等（評価用）の作成に当たっては、入札参加者（提案者等の作成者）の商号や入札参加者の商号等を類推できる表現は使用できません。 なお、提案書付属資料（評価用）に添付する、履行実績を満たしていることが確認できるものの写しに入札参加者（提案書等作成者）の商号等が記載されている場合は、該当箇所を黒塗りするなどし、判別できないようにして下さい。 また、「類推できる表現」に該当しない例として、以下の表現が挙げられます。 ・固有名詞を避ける（大学名、企業名など） ・属性情報で表現する（地域、規模、用途など） ・複数候補が存在する表現にする（一意に特定できない） したがって、広島市内公立大学Ａという表現については問題ありません。

（注）　この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。